

変更届出書（別紙様式第三号（一））必要書類一覧

※「サービスの種類」に該当する付表と以下の必要書類を添付してください。

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	訪問型サービス	通所型サービス
事業所の名称	・運営規程等		○	○
事業所の所在地	・変更後の平面図 ・変更前の平面図 ・外観及び内部の様子が分かる写真（訪問型サービス）	・変更になる場合は事前相談が必要。	○	○
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	・登記事項証明書	・登記事項証明書は間に合わなければ後送可。	○	○
代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	・登記事項証明書は間に合わなければ後送可。 ・代表者の姓、住所又は職名の変更のみの場合は、誓約書は不要。	○	○
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	・登記事項証明書等		○	○
事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要	・変更後の平面図 ・変更前の平面図 ・設備等一覧表	・変更になる場合は事前相談が必要。	○	○
利用者の推定数	・勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	—
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	・勤務形態一覧表 ・誓約書	・管理者が「常勤」であること。	○	○
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・経歴書 ・勤務形態一覧表 ・介護給付費請求書の写し（前3月分） ・資格証の写し		○	—
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間並びにサービス提供時間（通所型サービス） ③利用定員数	・変更後の運営規程 ・変更前の運営規程（新旧対照表等により明確に変更点が記載されていれば省略可） ・勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	居宅サービスの従業者の員数のみの変更については、変更届の提出を省略できる場合あり。（詳細は、平成27年3月9日付け通知の「介護保険サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）に係る変更届の取扱いについて」参照。）	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程 ・変更前の運営規程（新旧対照表等により明確に変更点が記載されていれば省略可）			